

## 資料3

### 食料・農業・農村政策審議会 企画部会 議事次第

日時：平成26年3月26日（水）

13時30分～17時00分

場所：農林水産省 講堂

#### 1 開会

#### 2 新たな食料・農業・農村基本計画について

（1）食料の安定供給の確保に関する施策についての検証②

（基本法第18条～第20条）

（2）現行の食料自給率目標等の検証①

（3）その他

#### 3 平成25年度食料・農業・農村白書骨子（案）について

#### 4 担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づく数量単価の改正について

#### 5 有機農業の推進に関する基本的な方針（案）について

#### 6 閉会



## 食料の安定供給の確保に関する施策についての検証② (基本法第18条～第20条)

農産物の輸入に関する措置	(基本法第18条第1項)	・・・・・ 1
農産物の輸出に関する措置	(基本法第18条第2項)	・・・・・ 2
動植物防疫	(基本法第18条第1項、第2項)	・・・・・ 3
不測時における食料安全保障	(基本法第19条)	・・・・・ 4
国際協力の推進	(基本法第20条)	・・・・・ 5

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

# 農業 農村基本法 (農産物の輸出入に関する措置)

第18条 国は、農産物につき、国内生産では需要を満たすことができないものの安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

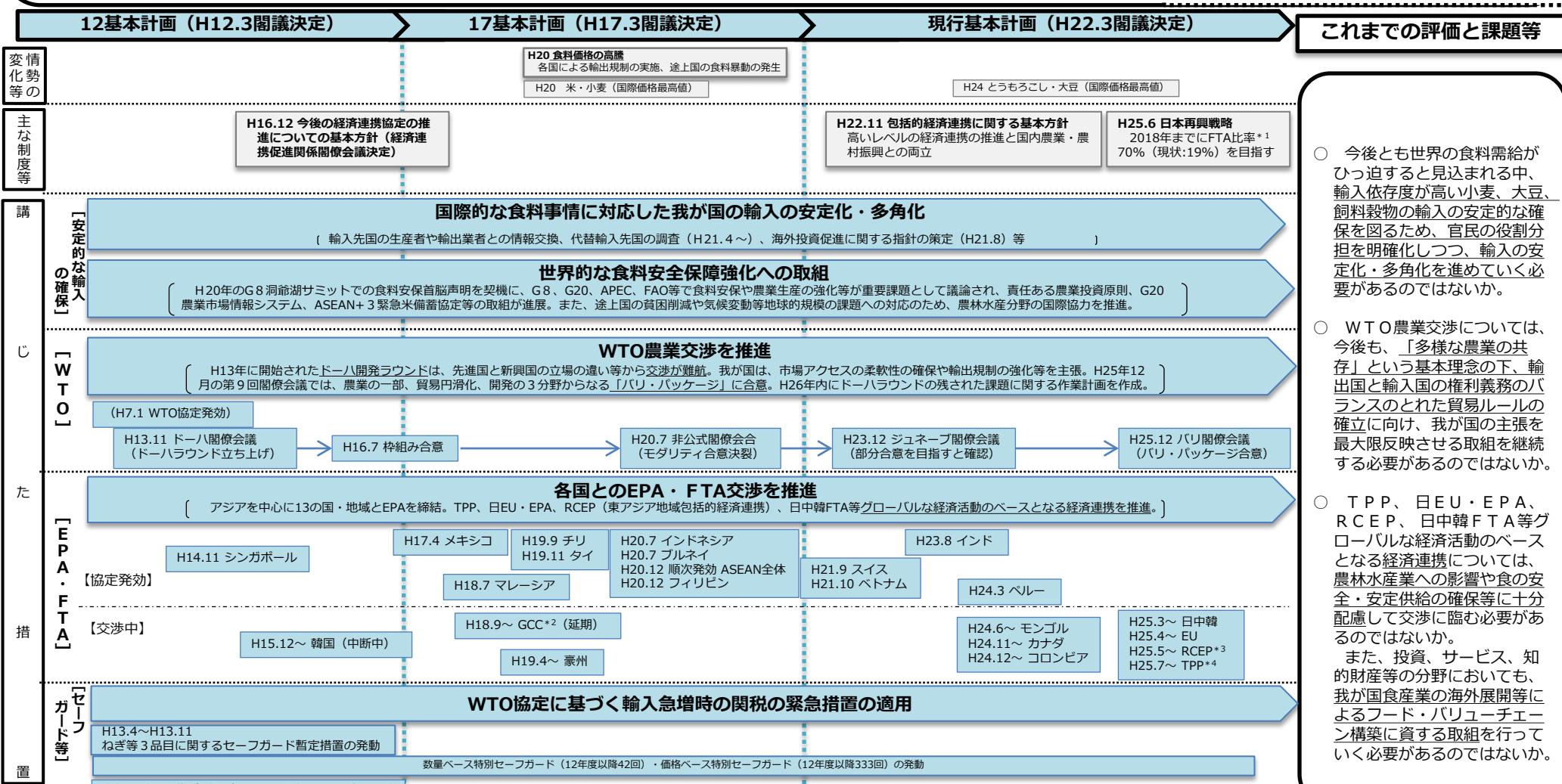
**第2条第2項** 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

## ○ 現行基本計画の概要

- ・「食料品の安定的な供給について、国内で農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを組み合わせることにより確保することが必要。」
  - ・「WTOドーハ・ラウンド農業交渉について、今後とも「多様な農業の共存」という基本理念を保持し、我が国の食料輸入国としての立場を最大限に反映すべきことを念頭に置きながら、各国の農業が相互に発展することができる貿易ルールの確立を目指す。」
  - ・「東アジア等における地域連携の推進に当たっては、我が国を含む関係国等の食料の安定供給に資する取組を進めるとともに、EPA(経済連携協定)、FTA(自由貿易協定)について、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を図らうことは行わないことを基本に取り組む。」

### 【凡例】

- ・ 基本計画に基づく施策を青色で示すとともに、「主な制度等」と「講じた措置」の記載内容が対応している場合は濃い青色で示している。
  - ・ その時々の政策課題を踏まえて策定されたプラン等とそれにに基づく取組については、青以外の色で対応関係を示している。



\* 1 FTA比率：FTA相手国（発効国及び署名済国）との貿易額が貿易総額に占める割合

\*2 GCC (湾岸協力理事会) 加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アジア首長国連邦

\*3 RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：これまでのASEAN+3（日、中、韓）及びASEAN+6（日、中、韓、日、豪、NZ）の検討を踏まえ、既にASEANと「個々に」EPA/FTAを有するこれらの6カ国が「一つ」のEPAを目指すもの

\*\*4 TPP（環太平洋パートナーシップ）協定文書参加国：豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、スキシ、NZ、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム

## 農産物の輸出に関する措置（基本法第18条第2項）

- ## ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

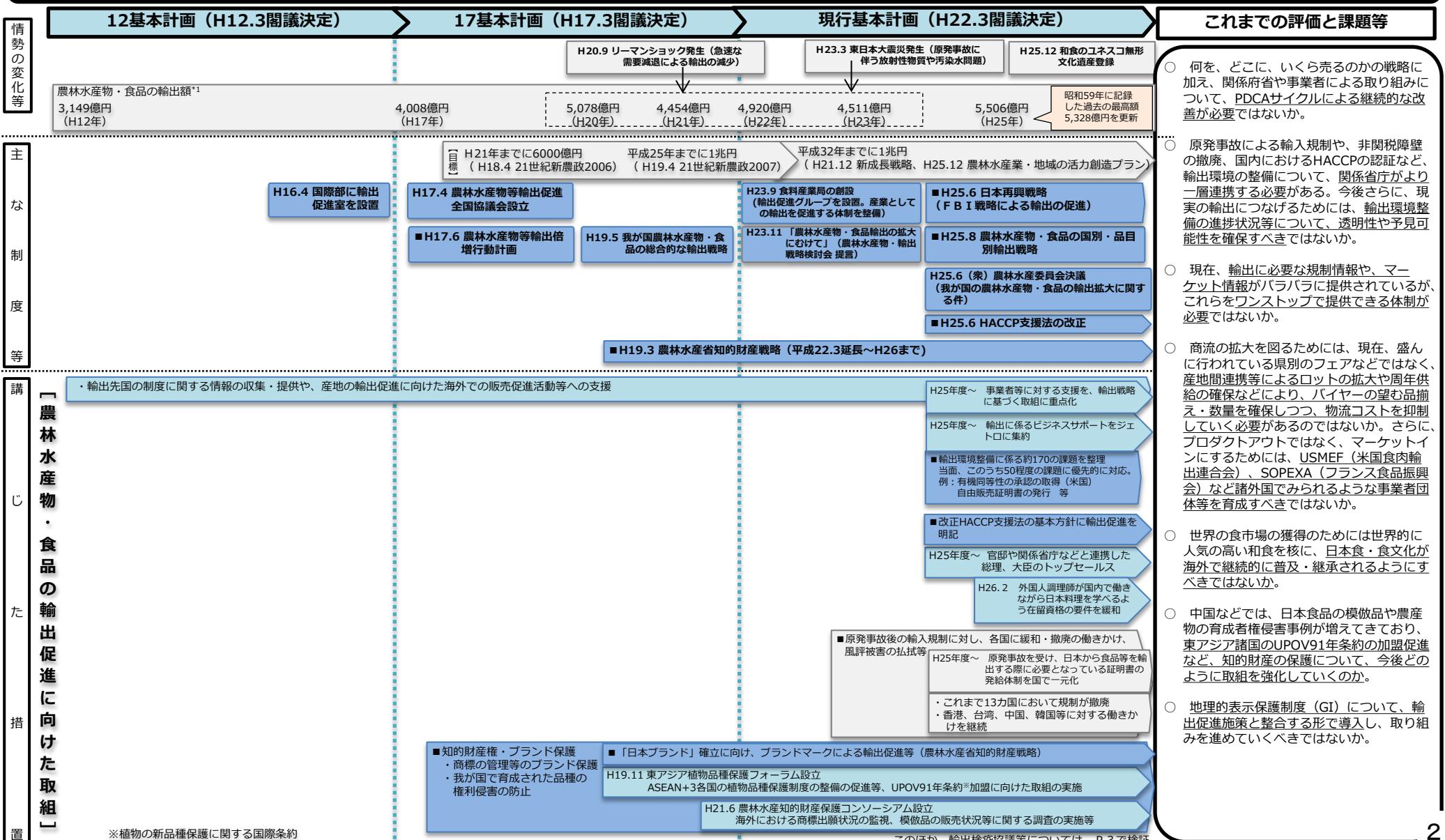
## （農産物の輸出入に関する措置）

第18条第2項 国は、農産物の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

- ## ○ 現行基本計画の概要

・ 農林水産物：食品の輸出額について、平成32年までに1兆円水準を目指す。

- ・輸出環境の整備をはじめとする総合的な輸出戦略の策定。輸出促進を図る品目及び国・地域を重点化・日本食・日本食材等の普及・啓発等による需要の拡大。東アジア地域等での商標権等侵害対策の拡充等による知的財産の保護強化。



## ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

(農産物の輸出入に関する措置)

**第18条** 国は、農産物につき、国内生産では需要を満たすことができないものの安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

**2 国は、農産物の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。**

## ○ 現行基本計画の概要

- ・ 輸入検疫や国内防除・防疫措置の強化については、植物の病害虫や家畜等の伝染性疾病の海外からの侵入や国内のまん延の防止と、他国への拡大の防止を徹底するため、的確なリスク評価と管理措置を実施。
- ・ 輸出環境の整備をはじめとする総合的な輸出戦略を策定。

## 12基本計画（H12.3閣議決定）

## 17基本計画（H17.3閣議決定）

## 現行基本計画（H22.3閣議決定）

## これまでの評価と課題等

情勢の変化等

H12.3 口蹄疫発生  
H13.9 国内初のBSEの発生

H16.1 高病原性鳥インフルエンザ発生

H19.1 高病原性鳥インフルエンザ発生

H22.4 口蹄疫発生  
H23.2 OIEによる「ワクチン非接種口蹄疫清浄国」

H25.5 OIEによる「無視できるBSEリスクの国」

主な制度等

■ H14.6 BSE特措法の制定  
■ H15.6 牛トレサ法の制定

■ H16.6 家畜伝染病予防法の改正

■ H22.8 第3次獸医療基本方針

H25.8 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

■ H23.4 家畜伝染病予防法の改正

講じた措置

国内防疫  
・家畜伝染病の発生予防、まん延防止

■ 死亡牛の届出制度の創設等(BSE特措法)  
■ 牛に関する情報の記録等(牛トレサ法)  
■ 家畜の移動制限による損失への支援等(家畜伝染病予防法改正)

■ 産業動物獣医師の確保・育成の強化

水際対策  
・輸入時の空港や港での検疫や入国者の靴底消毒等を実施  
・輸入先国の要請に応じて、輸入検疫措置について協議を実施

家畜伝染病の清浄性に関するリスク評価の実施 例) 英国(口蹄疫、H20.5)、アメリカ(州単位・高病原性鳥インフルエンザ、H24.6)

H21.8 農場HACCP認証基準公表

H24.4 農場HACCP認証の開始

■ 空港や港における病原体侵入防止措置の強化等(家畜伝染病予防法改正)

輸出検疫  
・輸出先国の条件に応じて輸出検疫を実施  
・輸出先国に対する我が国農産物の輸出解禁や検疫条件の緩和を要請

例) H22.4 牛肉の輸出再開(香港)  
例) H25.3 牛肉の輸出解禁(EU)

国内防除  
・病害虫の駆除・まん延防止  
・病害虫発生予察の実施、総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の推進

H21.8-H24.3 アリドカリウム、ゼリウムの緊急防除による撲滅

H22.2 - ウメ輪紋ウイルス(PPV)の緊急防除

輸入検疫  
・輸入時に空港や港での検査等を実施  
・輸入先国の要請に応じて、輸入検疫措置について協議を実施

H23.9 輸入検疫の対象とする有害動植物のリスト化

例) H26.2 トルコ産レモン等の輸入解禁

輸出検疫  
・輸出先国の条件に応じて輸出検疫を実施  
・輸出先国に対する我が国農産物の輸出解禁や検疫条件の緩和を要請

例) H23.10 かんきつ類の輸出解禁(タイ)

○ 家畜の伝染性疾病のまん延防止措置の徹底及び清浄化に向けて、飼養衛生管理基準の遵守や自主的防疫の推進、産業動物獣医師の確保・育成等の国内対策を強化していくべきではないか。

○ 牛トレサ制度については、その効率的な監視業務の実施方法等を検討すべきではないか。

○ 農場HACCPについては、消費者へより安全な畜産物を供給する観点から、まずは国内において農場HACCPを拡大・定着させるため、農場HACCPの取組にインセンティブを付与する方策を検討すべきではないか。  
その上で、輸出に向けた取組を拡大するため、世界の食市場に農場HACCPをアピールしていくべきではないか。

○ 国内での植物の病害虫の発生やまん延の防止に向けて、発生予察に基づく適期防除や植物の移動規制、万が一国内に侵入した場合の緊急防除による早期根絶等の国内対策を強化していくべきではないか。

○ 家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入防止措置に万全を期すために、検疫体制の強化、東京オリンピック・パラリンピック等に対応した海外旅行者への情報発信、検疫探知犬の増頭等の水際対策を強化すべきではないか。

○ 諸外国からの輸入解禁要請への対応（輸入検疫協議）については、引き続き、国際的なルールに沿って、科学的知見に基づき家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入の可能性等を評価し、リスクに応じた適切な検疫措置を実施していく必要があるのではないか。

○ 輸出先国への輸出解禁・検疫条件緩和の要請（輸出検疫協議）については、我が国での家畜の伝染性疾病や病害虫の発生状況、防除対策等を説明するとともに、国別・品目別輸出戦略に掲げられた重点国を中心に対応する等、より戦略的に輸出検疫協議を進めていく必要があるのではないか。

# 不測時における食料安全保障（基本法第19条）

## ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（不測時における食料安全保障）

第19条 国は、第2条第4項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

第2条 第1項 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

第2項 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

第4項 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しく支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

## ○ 現行基本計画の概要

- ・国内の農業生産の増大を基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより、食料の安定的な供給を確保。
- ・食料供給についての様々な不安要因に的確に対応するため、平素から食料の供給面、需要面、アクセス面等を考慮し、総合的な食料安全保障の確立を実施

## 12基本計画（H12.3閣議決定）

## 17基本計画（H17.3閣議決定）

## 現行基本計画（H22.3閣議決定）

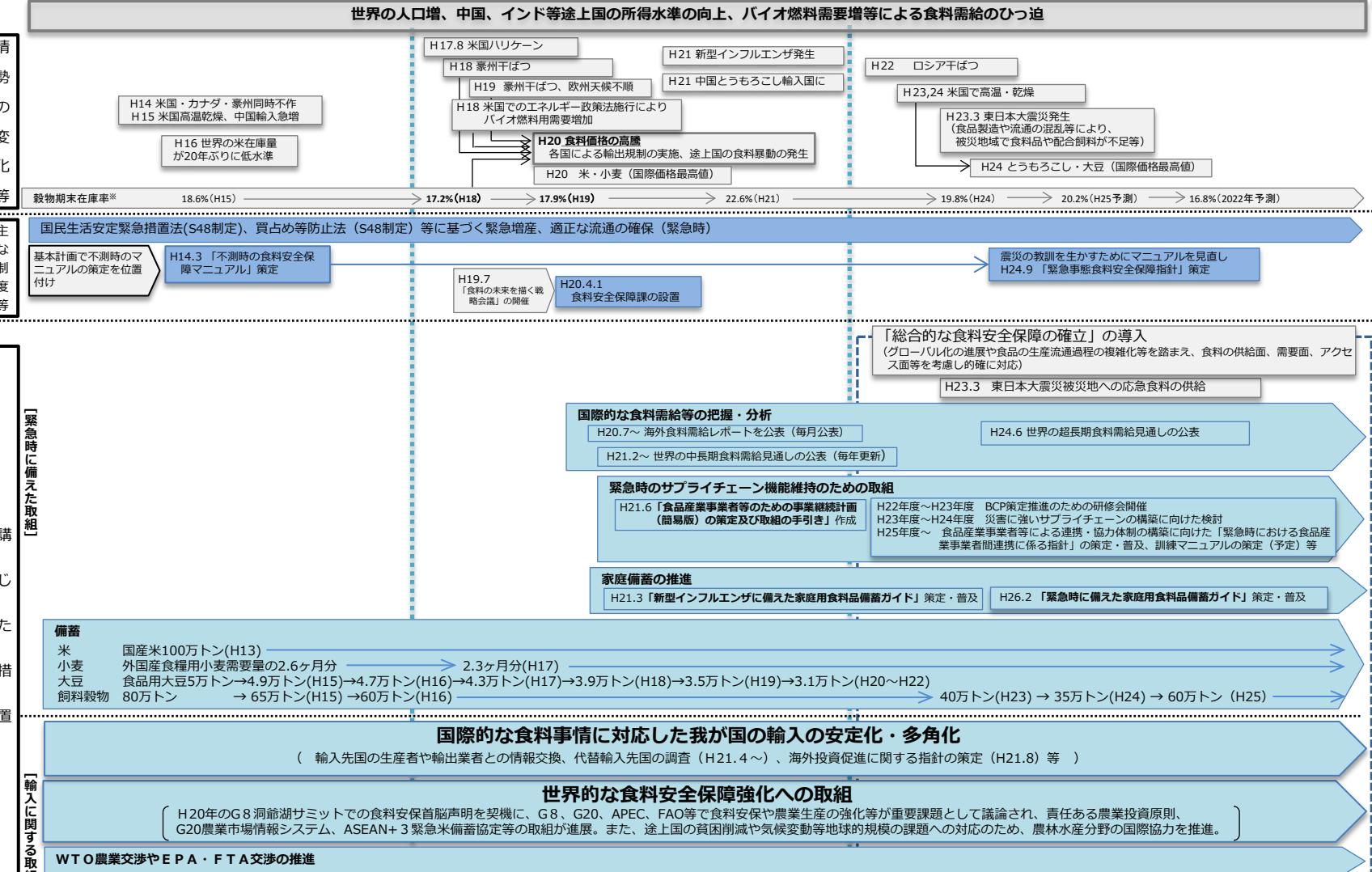
## これまでの評価と課題等

情勢の変化等

主な制度等

講じた措置

「輸入に関する取組」



※期末在庫率：期末在庫量を消費量で除したものの USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates」（2014.3）、農林水産政策研究所「2022年における世界の食料需給見通し」により農林水産省で作成

注）このほか、輸入検疫や国内防除・防疫についてはP 3で、飼料等の生産資材の確保等生産面での対応については、今後の関係条項の検証の中で検証。

○ 緊急事態への対応マニュアルは整備されたが、認知度の向上と併せて、緊急事態の内容に応じてシミュレーションした具体的な対応手順を考える必要があるのではないか。

○ 不測時に食品サプライチェーンの機能維持を図るための取組が必要だが、食品産業事業者間の連携や、食品流通施設の耐震化等の取組が不十分であり、今後、事業者間の連携強化・協力体制の構築及び食品流通施設整備の充実を促していく必要があるのではないか。

○ 今後とも世界の食料需給がひっ迫すると見込まれる中、輸入依存度が高い小麦、大豆、飼料穀物の輸入の安定的な確保を図るために、官民の役割分担を明確化しつつ、輸入の安定化・多角化を進めていく必要があるのではないか。（再掲）

○ 農林水産物や食品の生産から消費に至るフードチェーン全体において、様々な不安要因（リスク）がある中で、  
 ① 穀物等の輸入が増大している中国と輸入の競合が生じる可能性、  
 ② 農業者の高齢化や農地の減少等の進行、  
 等も踏まえ、我が国の食料供給に関するリスクの状況を幅広く定期的に精査・分析し、検証していく必要があるのではないか。

## ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

(国際協力の推進)

第二十条 国は、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力、これらの地域に対する食料援助その他の国際協力の推進に努めるものとする。

## ○ 現行基本計画の概要

- ・アフリカ諸国等開発途上国の農業・農村の振興、食の安全に関する技術協力・資金協力、さらにはこれらの地域に対する食料援助を引き続き実施し、世界の食料安全保障に貢献。
- ・東アジア地域における大規模災害等の緊急時に備えるため、ASEAN+3（ASEAN諸国+日中韓）の緊急米備蓄体制の実現等に努力。
- ・世界の食料安全保障への貢献、我が国の農産物輸入の安定化・多角化を図る観点から、海外の農地での農業生産を含む海外投資について、重点化すべき農産物や地域を明確化しつつ支援 等

## 12基本計画（H12.3閣議決定）

## 17基本計画（H17.3閣議決定）

## 現行基本計画（H22.3閣議決定）

## これまでの評価と課題等

変  
化  
勢  
等  
のH12.9 国連ミレニアムサミット  
飢餓撲滅を含むミレニアム開発目標（MDGs）※1を策定H20 食料価格の高騰  
各国による輸出規制の実施、途上国の食料暴動の発生

H24 とうもろこし・大豆（国際価格最高値）

H20 米・小麦（国際価格最高値）

H24.7 2015年より先の国連開発目標の  
策定に向けた議論開始主  
な  
制  
度H15.8 政府開発援助大綱  
の改正H17.2 政府開発援助に  
する中期政策H21.8 食料安全保障のための海外投資促進  
に関する指針（食料安全保障のため  
の海外投資促進に関する会議）H25.5 イラク行輸出戦略（経協イラク戦略会議※2）  
農業分野が新たなロケイドとなるイラク分野として位置づけH25.12 農林水産業・地域の活力創造プラン  
「経済協力と民間投資の連携によるバリューチェーン構築支援」  
が具体的な施策として位置づけ国  
際  
的  
な  
機  
構  
等  
による  
取  
組  

[G8・G20]

H20.7 G8洞爺湖サミット  
H21.7 G8ラクイラサミット  
(首脳声明において、農業投資の必要性や農業・食  
料安全保障が国際的重要課題であることを確認)H23.6 G20農業大臣会合  
・「食料価格乱高下及び農業に関する行動計画」を決定  
・農業・食料市場のデータを共有（AMIS※3）  
・政策決定者間での情報交換等を促進

[FAO等]

H20.6 FAO食料安全保障ハイレベル会合（ローマ）  
H21.11 FAO世界食料安全保障サミット（ローマ）  
(国際的な食料安全保障や食料生産強化の重要性を盛り  
込んだ宣言文を採択)H24.10 FAO食料乱高下に関する閣僚会合（ローマ）  
(食料価格乱高下への対応策について協議)H25.8 FAOアジア太平洋地域食品取引等ハイレベル会合（アジア太平洋地  
域での「SAVE FOOD」キャンペーの立上げ）

[APEC・ASEAN]

H16.3～22.2 東アジア緊急米備蓄（EAERR）パイロット・プロジェクト  
を実施投資受入国、現地の人々、投資家の3者の裨益を図る農業投資の原則を策定。  
(H22.4 責任ある農業投資原則)APEC食料安保大臣会合（H22.10新潟、H24.5ロシア）  
(食料安全保障の取組強化に向けた行動計画を採択)H24.7 アセアン+3緊急米備蓄（APTERR）協定  
東アジアにおける大規模災害等に備えた米備蓄の仕組みを構築H25.12 日・ASEAN特別首脳会合（ASEAN地域におけるフード  
バリューチェーン構築の重要性を盛り込んだビジュアルスタートメントを採択）

[TICAD※4]

H20.5 TICAD IV  
サブサハラアフリカのコメ倍増計画を表明H25.6 TICAD V  
「農業従事者を成長の主人公に」等を表明した横浜宣言を採択技術  
協  
力  
等開発途上地域における農林水産分野の国際協力の推進  
(貧困削減や気候変動等地球的規模の課題への対応のため、アジア・アフリカ等の途上国に対して、かんがい整備・研究・技術開発・普及・人材育成・越境性  
疾病対策及び水産資源管理等の技術協力及び資金協力を実施。また、食糧援助（KR）や国連世界食糧計画（WFP）事業への拠出等を通じた食料援助を実施。)H20.5～H30 TICAD IVにおけるサブサハラアフリカのコメ生産倍増計画（CARD）への協力（ネリカ米普及・栽培技術開発への協力、各国のコ  
メ増産支援への資金・技術協力）

○ 世界的な人口増加や飢餓・貧困、  
食料価格が上昇基調にある情勢の中、G8、G20、APEC、  
FAO、OECD等における世界の食料安全保障、持続的農業生産の増大、フード・バリューチェーン構築等に向けた議論・取組について、我が国は今後も積極的に貢献していく必要があるのではないか。

また、我が国は、2015年(H27)より先の国連開発目標の策定や、  
貧困削減等の取組に今後も積極的に貢献すべきではないか。

○ 気候変動や災害、越境性感染症等の食料安全保障に影響を与える地球的規模の課題への対応のため、  
今後も、農林水産分野の協力を積極的に推進する必要があるのではないか。

○ アジア、アフリカ等の途上国の経済成長、食料安全保障の確保等のため、技術とノウハウをもつ民間投資と経済協力との連携によって、  
日本の強みを生かしたフード・バリューチェーンの構築を積極的に推進する必要があるのではないか。

\*1 ミレニアム開発目標(MDGs)：H12.9国連ミレニアムサミットにて採択された「国連ミレニアム宣言」と1990年代に開催された主要な国際会議等の開発目標をまとめたもの。2015年(H27)までに達成するという期限付きの8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げる。

\*2 経協インフラ戦略会議：我が国企業によるインフラシステムの海外展開や経済協力に関する重要な事項を議論するためにH25.3に設置された内閣官房長官を議長とする閣僚級会議。

\*3 農業市場情報システム（AMIS）：G20のイニシアチブによる世界的な農業市場情報システム。①農業市場情報の改善、②政策情報の収集・分析を通じた関係国との対話・対応及び国際的な政策協調の促進、③データ収集等の能力向上支援、を目的とする。

\*4 TICAD（アフリカ開発会議）：アフリカ開発をテーマとする日本主導の政策フォーラム（国連、世界銀行、アフリカ連合委員会等が共催）で、1993年(H5)の第1回会議以降、5年に一度の首脳会議を一貫して日本で開催。

# 現行の食料自給率目標等の検証①

平成26年3月

農林水産省

# 目次

食料自給率の推移	1
食料自給率目標の考え方	5
食料自給率目標等の検証①	10
食料自給力について	17
食料の供給に関する特別世論調査	21
更なる検証の方向	23
参考資料	24

## 食料自給率の推移

---

# 食料自給率の推移

- 食料自給率は、国内の食料消費が国産でどの程度まかなわれているかを示す指標。
- その示し方については、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類。
- このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあり、2つの指標とも長期的に低下傾向で推移。
- また、品目別自給率は、国内での自給が可能な米の自給率が高い水準にある一方、飼料等を輸入に依存している肉類や大豆の自給率が低い水準で推移。

## カロリーベース総合食料自給率

生命・健康の維持にはカロリーが不可欠であることから、供給カロリーが国内生産でどの程度まかなわれているのかを示す指標

$$\frac{\text{1人1日当たり国産供給熱量}(942\text{kcal})}{\text{1人1日当たり供給熱量}(2,430\text{kcal})} = 39\% \quad (\text{H24})$$

## 生産額ベース総合食料自給率

国内農業の経済的価値を示す指標であり、比較的低カロリーの野菜や輸入飼料に依存する畜産物等の生産活動をより適切に反映した指標。

$$\frac{\text{国内生産額}(9.9\text{兆円})}{\text{国内消費仕向額}(14.6\text{兆円})} = 68\% \quad (\text{H24})$$

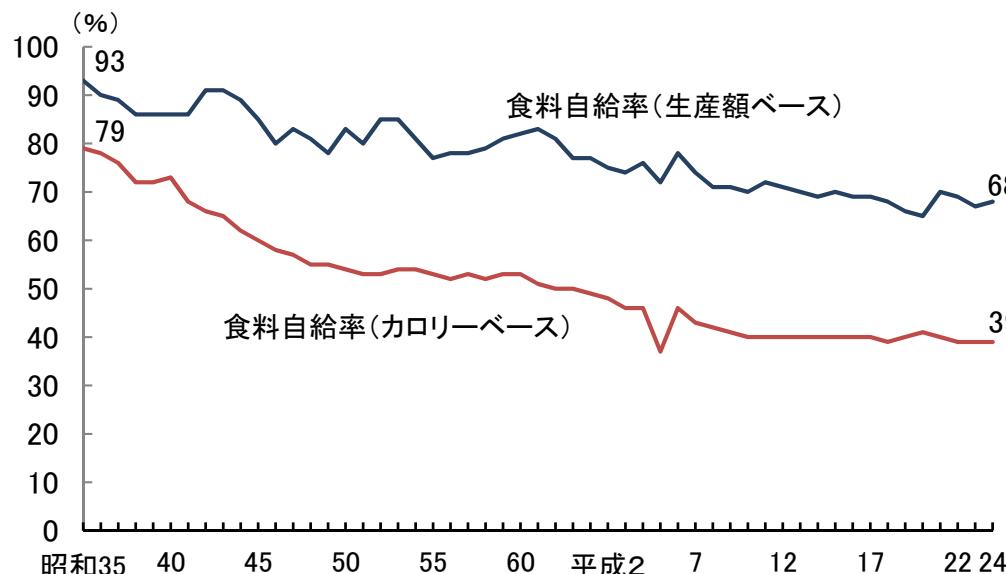
## 品目別自給率

例えば「小麦の自給率」など、特定の品目の自給率を示す指標(重量ベース)

(例)小麦の品目別自給率

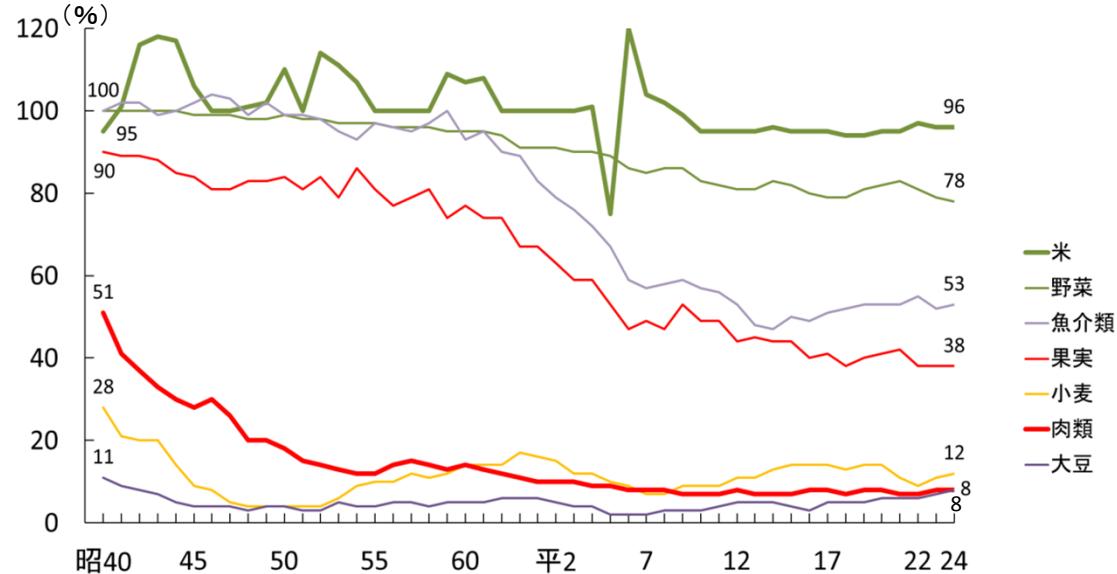
$$\frac{\text{小麦の国内生産量}(86\text{万トン})}{\text{小麦の国内消費仕向量}(717\text{万トン})} = 12\% \quad (\text{H24})$$

## ○我が国の総合食料自給率の推移



資料:平成24年度食料需給表

## ○品目別自給率の推移



資料:平成24年度食料需給表

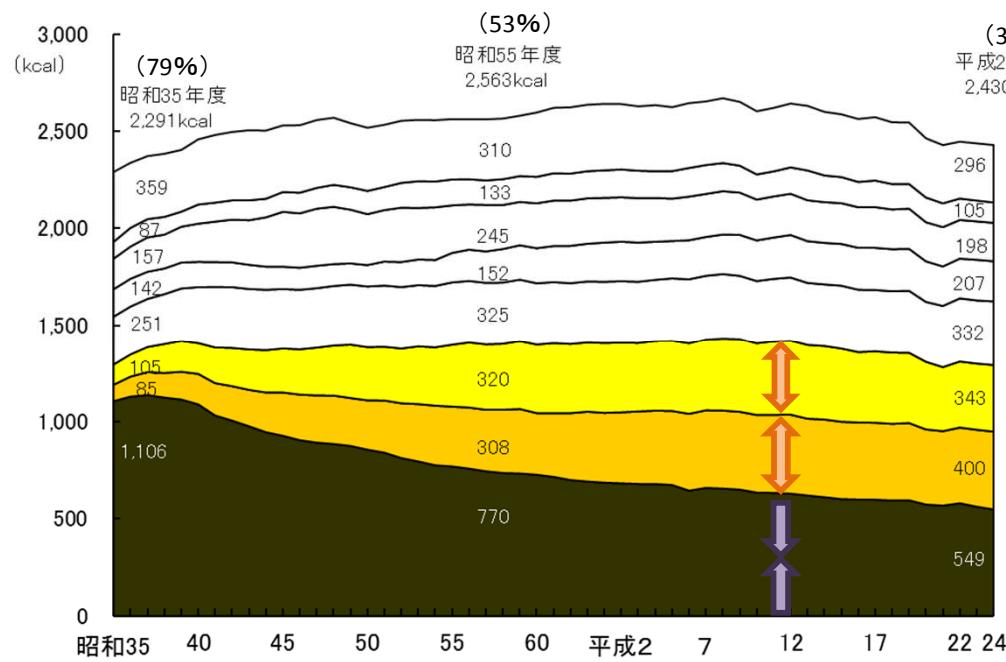
※肉類については、飼料自給率を考慮した品目別自給率を示す。

# 食料自給率低下の背景

## ○ 食料自給率低下の背景としては、長期的に見れば、

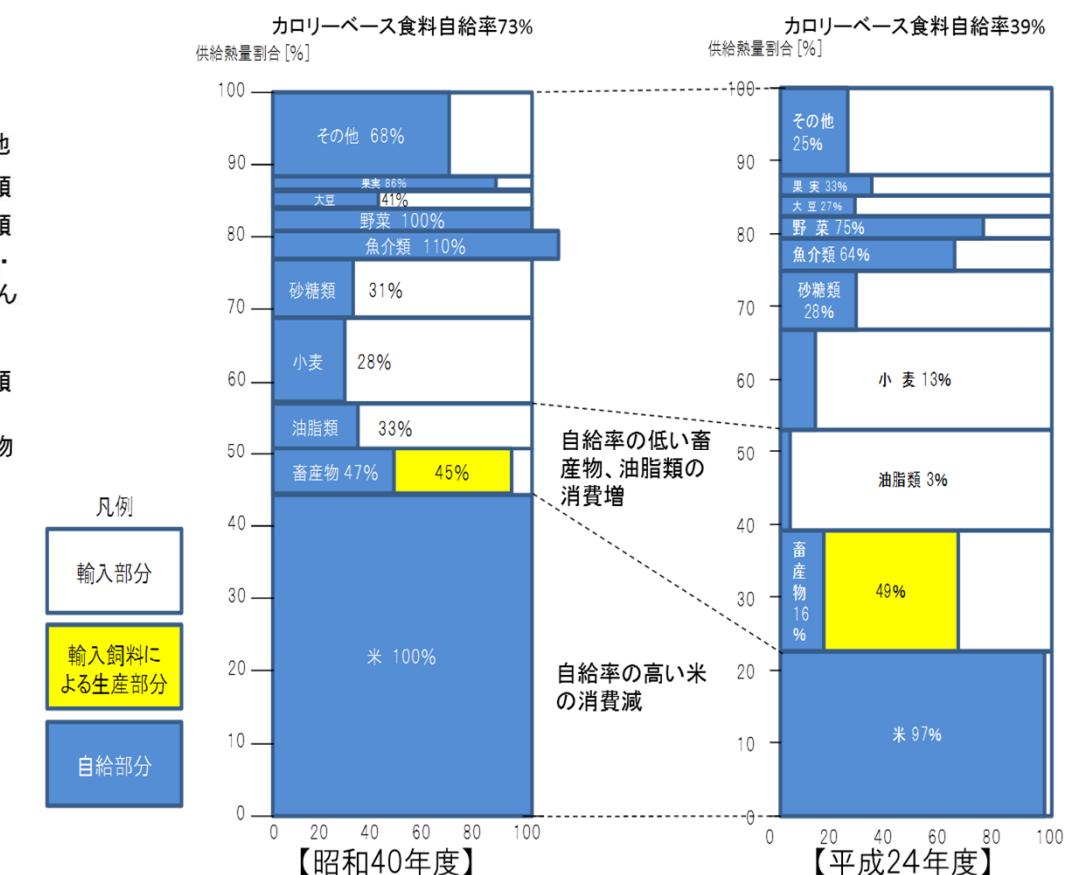
- ① 食生活の大きな変化により、自給率の高い米の消費が減少し、自給率の低い畜産物等の消費が増加する一方、
- ② こうした消費の変化に国内の生産体制が対応できなかったことが大きな要因。

## ○ 品目別供給カロリーの推移



資料：平成24年度食料需給表

## ○ 食料消費構造の変化と食料自給率(カロリーベース)の変化



## 一人当たりの食事の内容と食料消費量の変化

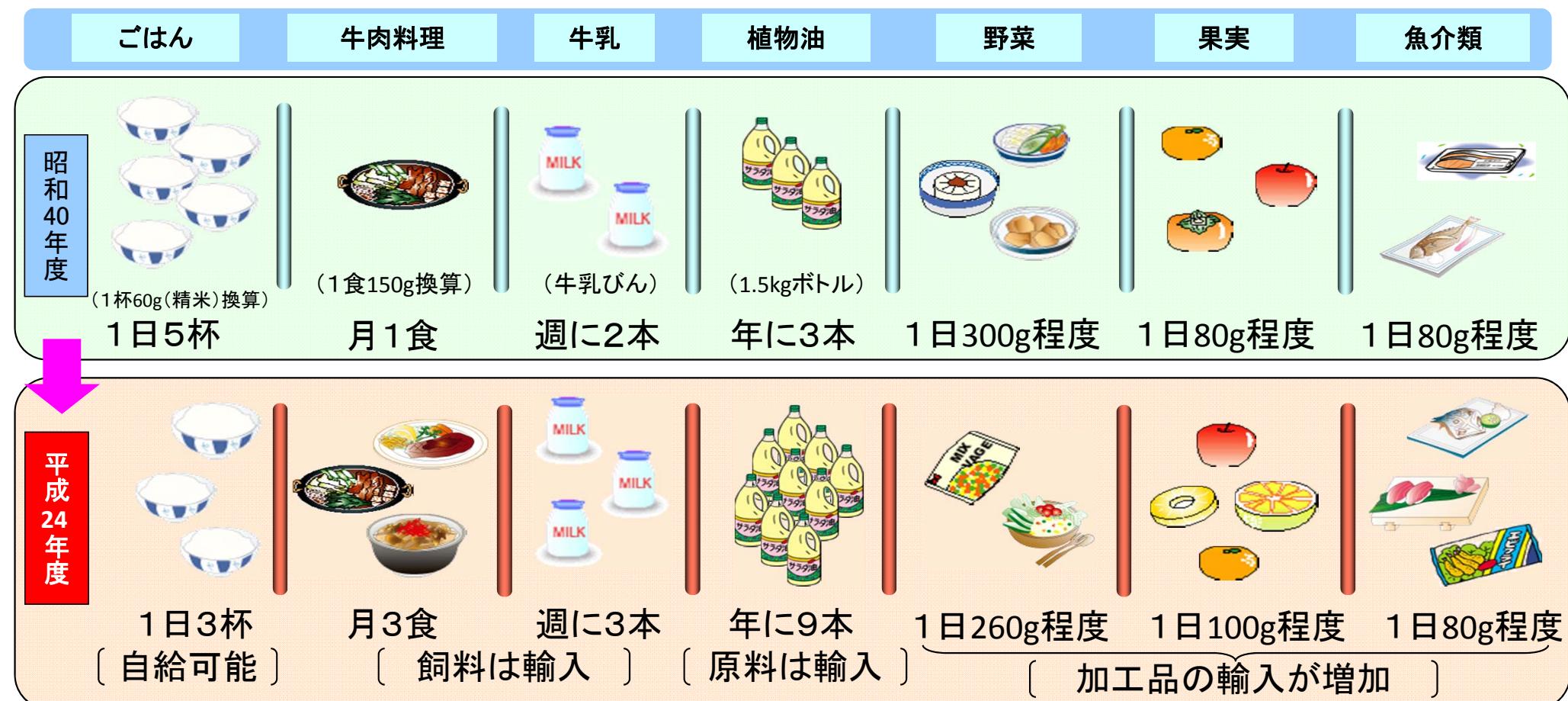
○ 食生活の変化を食料消費の推移で比較すると、昭和40年度と現在では、

① 米については、1日5杯だったものが、1日3杯

② 牛肉については、月1食だったものが、月3食

③ 植物油については、1.5kgボトルで年3本だったものが、年9本

となっているなど、食生活の変化とともに、品目別の食料消費量が大きく変化した状況。

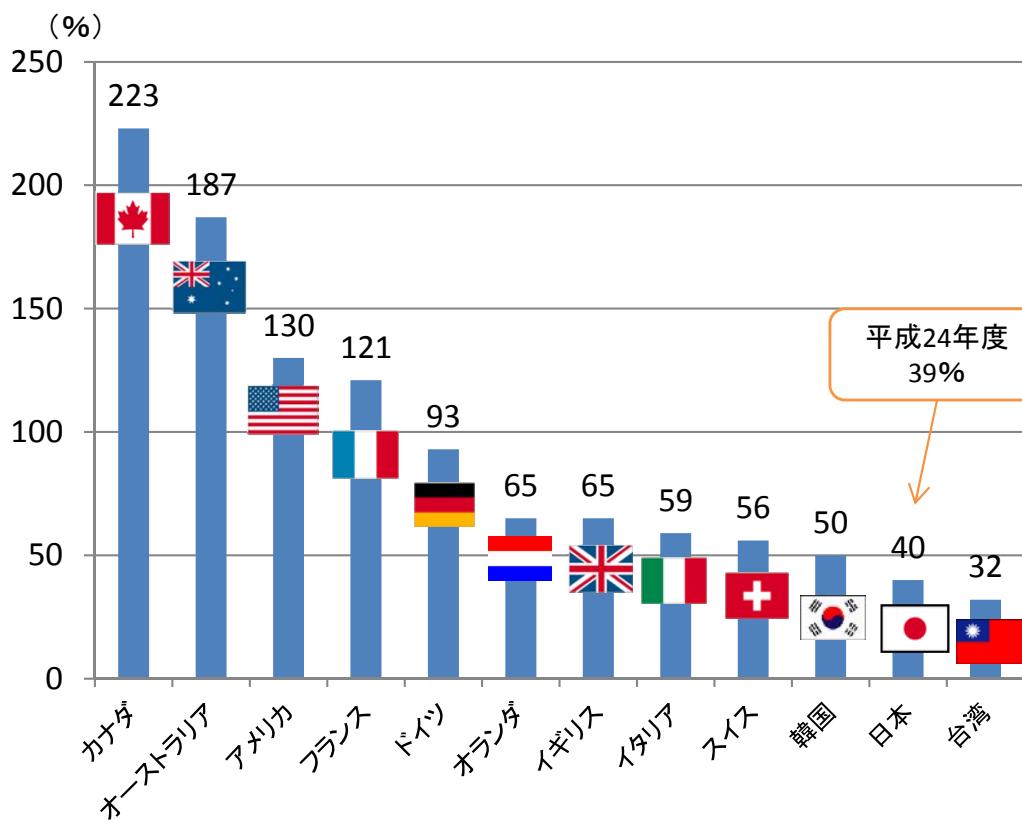


資料:平成24年度食料需給表を基に作成

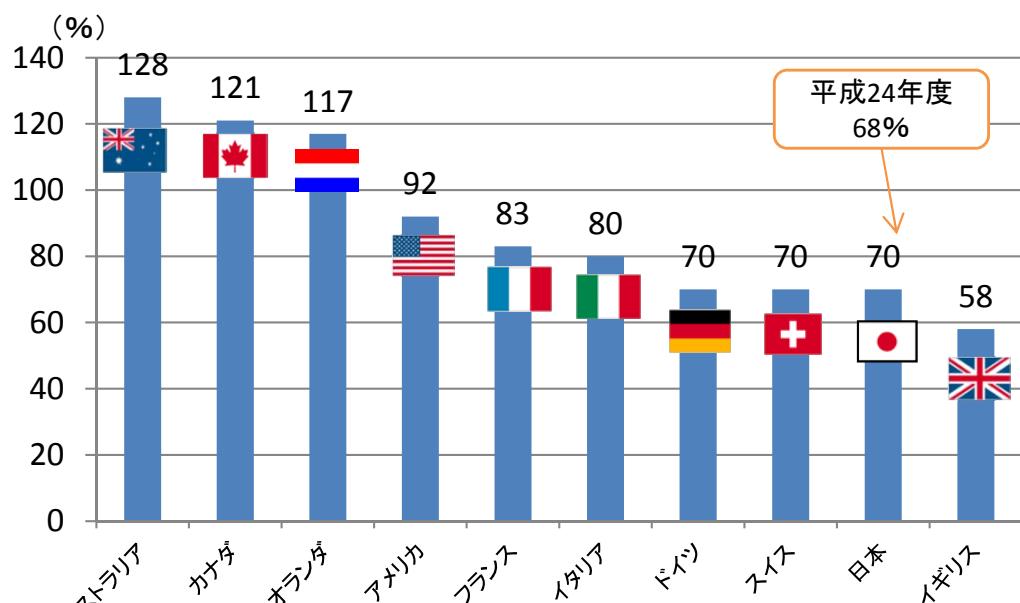
## 諸外国の食料自給率 (2009年) (試算)

- 諸外国の食料自給率については、これまでカロリーベースを試算・公表してきたが、生産額ベースについても国際比較を行うため、一定の前提を設けた上で試算。
- 諸外国の食料自給率の試算値を比較すると、
  - ① カロリーベースについては、国内の消費人口が小さく、カロリーベースに寄与する穀物、油糧種子等の生産量が多いカナダ、オーストラリア等の国が上位に位置づけられる一方、
  - ② 生産額ベースについては、国内の消費人口や生産量のほかに価格も重要な要素となることから、オーストラリア、カナダの他に価格の高い野菜、果実等の生産量が多いオランダ等の国が上位に位置づけ。
- 我が国の食料自給率は、諸外国と比較すると、カロリーベース、生産額ベース共に低い水準。

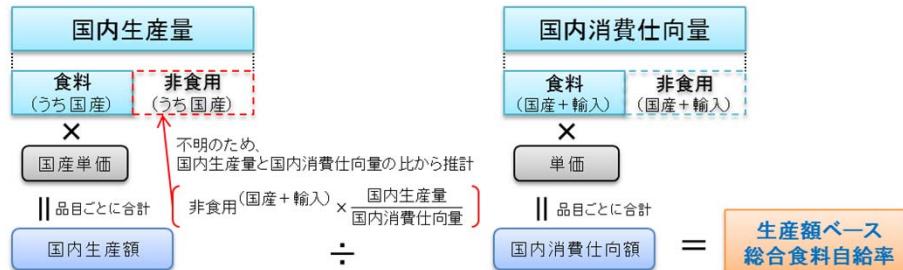
○カロリーベース食料自給率(2009年)



○生産額ベース食料自給率(2009年・試算)



（注）諸外国の生産額ベース食料自給率の試算方法



資料：農林水産省「食料需給表」、FAO “Food Balance Sheets” 等を基に農林水産省で試算。（アルコール類等は含まない。）

- （注）1. 数値は2009年（日本は平成21年度）。スイスのデータ及びイギリスの生産額ベースのデータについては、各政府の公表値を掲載。  
 2. 各品目の国産単価及び輸入単価については、FAO（国際連合食糧農業機関）のPrice STAT及びTrade STAT等より算出。  
 3. 畜産物及び加工品については、輸入飼料・輸入原料を考慮。

## 食料自給率目標の考え方

---

# 食料・農業・農村基本法における食料自給率の位置付け

- 食料・農業・農村基本法においては、食料の安定供給の確保について、①世界の食料需給及び貿易が不安定な要素を有していることいかんがみ、平常時においては国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これに輸入と備蓄とを適切に組み合わせること、②不測時においても、食料安全保障の観点から、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保を図ることの必要性を明示(第二条)。
- また、食料自給率目標については、食料・農業・農村基本計画において、その向上を図ることを旨として、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めると規定(第十五条)。

## 食料・農業・農村基本法(抜粋)

### (食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

- 2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることいかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならない。
- 3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。
- 4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当な期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

### 二 食料自給率の目標

- 3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

### (不測時における食料安全保障)

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

# これまでの基本計画における食料自給率目標等の考え方①

- 平成12年及び平成17年の基本計画では、食料自給率目標について、食料消費及び農業生産の指針として、計画期間内における実現可能性を考慮して設定。
- 一方、現行(平成22年)の食料自給率目標については、平成20年以降の穀物価格の大幅な上昇等を背景に、我が国の持てる資源を全て投入した時に初めて可能となる高い目標として設定。

## 1 総合食料自給率

	総合食料自給率目標		食料自給率目標の定め方
	カロリー ベース	生産額 ベース	
平成12年基本計画	45%	74% (参考値)	<p>食料自給率の目標については、これを掲げる意義及びその達成に向けた取組を通じて我が国の食料供給力の向上が図られることの重要性にかんがみ、また、我が国の食料自給率が年々低下し、供給熱量ベースで4割程度と先進国の中で最も低い水準となっている中で、国民の多くが我が国の食料事情に不安を抱いていることを踏まえれば、基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当である。</p> <p>しかしながら、この基本計画で定める食料自給率の目標は、<u>計画期間内における食料消費及び農業生産の指針となるものであることから、実現可能性や、関係者の取組及び施策の推進への影響を考慮して定める必要がある</u>。</p> <p>このため、この基本計画においては、平成22年度までの計画期間を、関係者の努力により食料自給率の低下傾向に歯止めを掛け、その着実な向上を図っていく期間と位置付け、関係者が取り組むべき食料消費及び農業生産における課題を明らかにして、計画期間内においてこれらの課題が解決された場合に実現可能な水準を食料自給率目標として設定することとする。</p>
平成17年基本計画	45%	76%	<p>食料自給率の目標については、世界の食料需給が不安定な要素を有していることや、国民の多くが我が国の食料事情に不安を抱いていることを踏まえれば、基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当である。</p> <p>一方、本基本計画における食料自給率の目標設定に当たっては、この目標が<u>望ましい食生活や消費者ニーズに応じた国内生産の指針としての役割を有することを踏まえると、計画期間内における実現可能性を考慮する必要</u>がある。このため、3で掲げる「重点的に取り組むべき事項」への取組に万全を期して課題の解決を図ることとし、その場合に実現可能な姿として、4で掲げるとおり、「平成27年度における望ましい食料消費の姿」及び「平成27年度における農業生産の努力目標」を示し、それらを踏まえたものとして、主要品目別の自給率の目標や総合食料自給率の目標等を示すこととする。</p> <p>その上で、平成27年度における自給率目標が実現した次の段階には、5割以上の供給熱量自給率の実現が見込まれるものとなるよう、国産農産物の輸出の更なる拡大や、革新的な新技術を通じた生産性の大幅な向上、機能性を付与した農産物の開発等を通じて、今までになかったような新たな需要先の開拓に取り組むこととし、今回の計画期間から、そのために必要な条件整備を進めることとする。</p>
現行基本計画 (平成22年)	50%	70%	<p>世界人口の増加、中国やインド等での所得水準の向上、バイオ燃料の拡大等により農産物の需要が増大する一方、地球温暖化等による水資源の不足や砂漠化の進行、世界の穀物単収の伸びの鈍化等による農産物の供給面での懸念が生じている。このため、今後とも、世界の穀物等の需給はひつ迫した状態が継続し、食料価格は高い水準で、かつ、上昇傾向で推移するとも予測されている。また、一部の食料輸入国や多国籍企業が世界各地の農地への投資を進める動きもみられる。(略)</p> <p>一方、食料生産を支える我が国の農村は、極めて厳しい状況にある。過疎化、高齢化が止まらず、これに兼業機会の減少も重なり、地域の活力がますます低下している。このため、水田をはじめとした我が国の貴重な農地資源が十分活用されず、耕作放棄地の増加さえ起こっている。基幹的な農業従事者の平均年齢が年々高まり、65歳を超えている現在、世界の食料需給のひつ迫に対応して食料自給率の向上のための戦略を早急に打ち立てなければならない。(略)</p> <p>平成32年度の総合食料自給率目標は、以上のような国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、<u>我が国</u>の持てる<u>資源</u>をすべて投入した時に初めて可能となる高い目標として、供給熱量ベースで平成20年度41%を50%まで引き上げることとする。</p>

## これまでの基本計画における食料自給率目標等の考え方②

- 品目別自給率については、平成12年及び平成17年の基本計画では計画の本体に目標として設定されているのに対して、現行の基本計画では計画の参考資料に記載。
- また、12年及び17年の基本計画では、基本法で定められた消費面の指針として、望ましい栄養バランスが実現するとともに、食品の廃棄や食べ残しが減少することを見込んで「望ましい食料消費の姿」として目標年の年間消費量を設定しているのに対して、現行の基本計画では平成32年度における年間消費量の予測値を記載。
- 農地面積については、平成12年及び平成17年の基本計画では、耕作放棄地の発生抑制等によりすう勢値よりも農地の減少が抑制される見通しを設定したのに対して、現行の基本計画では荒廃した耕作放棄地の再生等により基準年(平成21年)の農地が維持される見通しを設定。

### 2 品目別自給率等

	飼料自給率	品目別自給率	主食用 穀物自給率	穀物自給率	生産面の指針	消費面の指針
平成12年基本計画	35%	目標として設定	62%	30%	「生産努力目標」 を設定	栄養バランス等を考慮した 「望ましい食料消費の姿」を 設定
平成17年基本計画	35%	目標として設定	63%	30%	「生産努力目標」 を設定	栄養バランス等を考慮した 「望ましい食料消費の姿」を 設定
現行基本計画 (平成22年)	38%	基本計画の参考資料に 記載	—	—	「生産数量目標」 を設定	基本計画に年間消費量の 予測値を記載

### 3 農地面積等

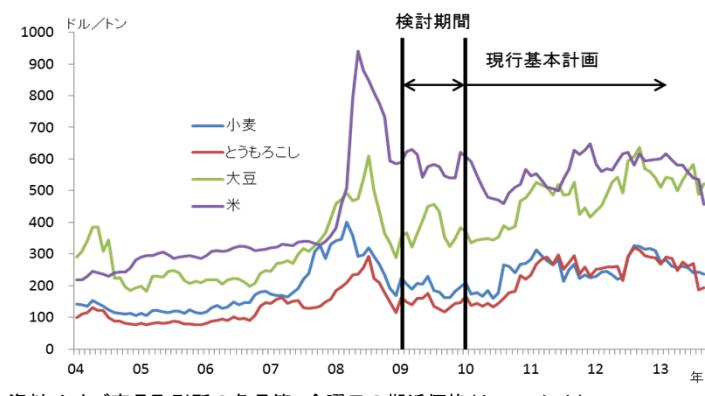
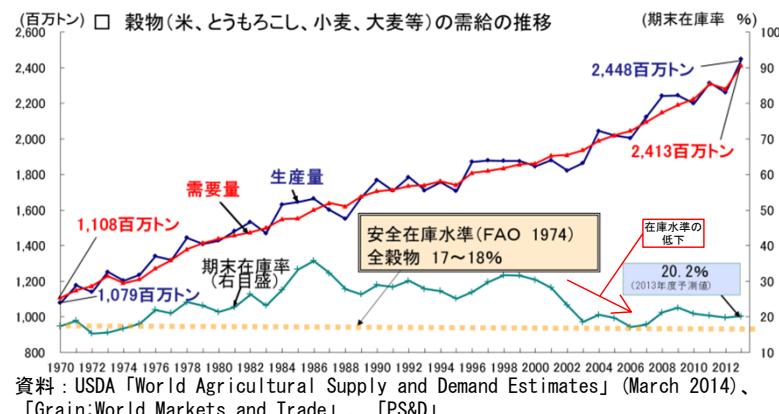
	農地面積	延べ作付面積	耕地利用率	農地の見通しと確保の内容	
				すう勢	施策効果
平成12年基本計画	470万ha	495万ha	105%	耕作放棄地の発生:▲26万ha 農地の転用:▲23万ha	耕作放棄地の発生抑制: +21万ha 農地の拡張等: +8万ha
平成17年基本計画	450万ha	471万ha	105%	耕作放棄地の発生:▲26万ha 農地の転用:▲14万ha	耕作放棄地の発生抑制・再活用等: +19万ha
現行基本計画 (平成22年)	461万ha	495万ha	108%	耕作放棄地の発生:▲21万ha 農地の転用:▲14万ha	優良農地の転用の抑制等: +5万ha 耕作放棄地の発生抑制: +18万ha 荒廃した耕作放棄地の再生: +12万ha

# 現行の食料自給率目標の考え方

- 平成12年及び平成17年の基本計画では、生産と消費の傾向や施策の効果を踏まえた上で各品目の生産努力目標(生産量)を設定し、この生産量をカロリー及び金額で換算した食料自給率目標を設定。
- 一方、現行の食料自給率目標は、カロリーベースを50%に引き上げるように、カロリーへの寄与が高い品目を中心に生産数量目標(生産量)を設定。生産額ベースはこの生産量に基準年(平成20年度)の単価を乗じて計算し、70%と設定。
- これは、平成20年以降、新興国の経済発展による農産物の需要拡大等により、穀物価格が高騰し、国民の食料輸入に対する不安が高まっていたという状況の下、カロリーベースの食料自給率目標を引き上げることとなつたもの。

## 当時の食料をめぐる状況

世界的な農産物の需要拡大等により、穀物の国際価格は大幅に上昇し、国民の間にも食料輸入への不安感が増加



## Q 将来の食料輸入に対する意識

	不安があると回答(%)
2008年調査	93.4%
2006年調査	76.7%

資料:食料・農業・農村に関する世論調査(平成20年(2008)年9月)等

## 現行の食料自給率目標

国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、我が国が持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標

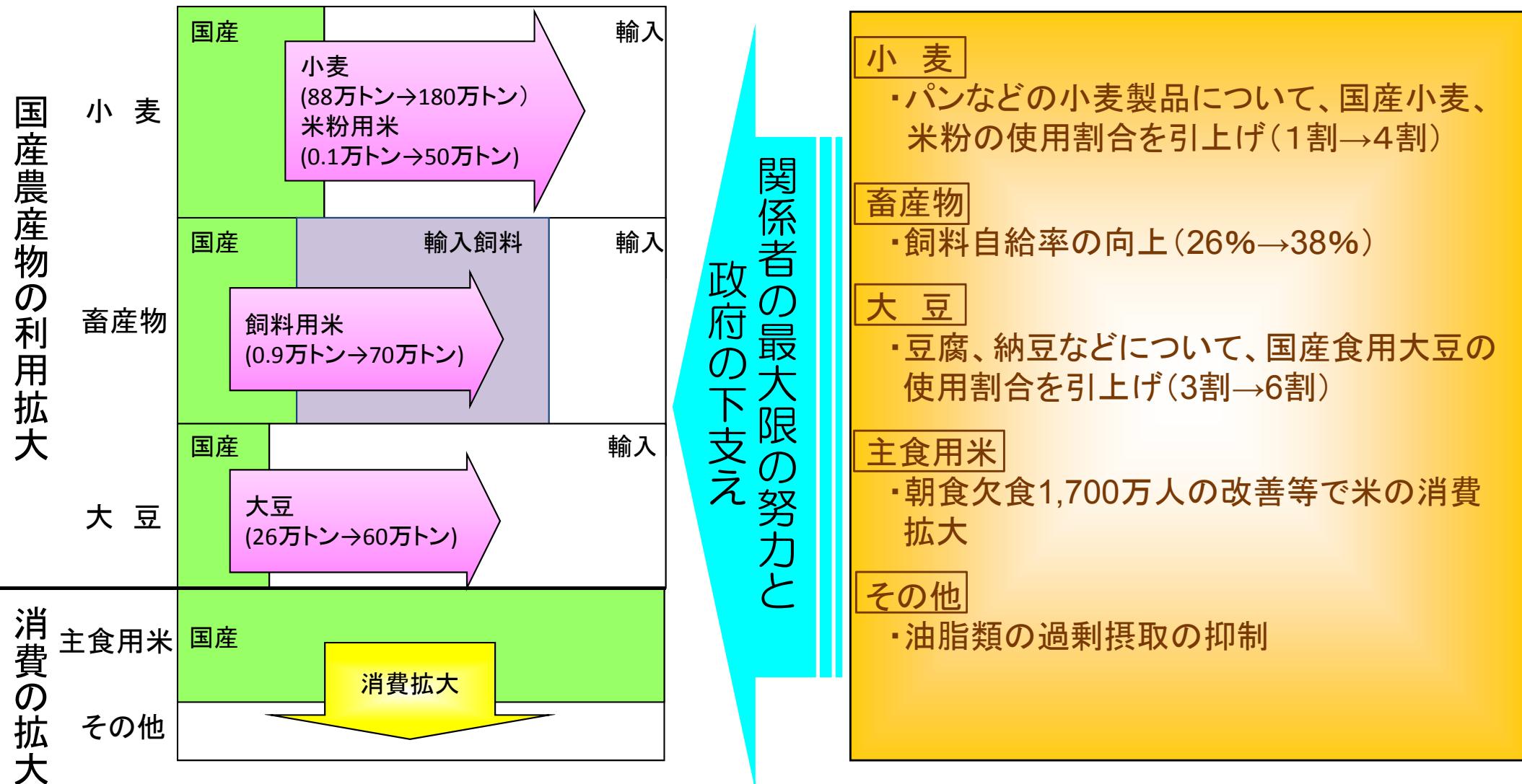
カロリーベース:50%  
(前計画:45%)

一方、カロリーベースを引き上げるように生産数量目標が設定され、野菜や果実、畜産物の目標が前計画から引き下げられたことなどから、生産額ベースの目標が引き下げられたところ

生産額ベース:70%  
(前計画76%)

## 食料自給率50%目標に向けた取組

- 平成32年度の食料自給率50%目標については、関係者の最大限の努力を前提とした目標。
- 食料自給率の向上のためには、生産面、消費面の取組が必要であり、生産面では、小麦、大豆等の生産拡大等を図るとともに、消費面では、米の消費拡大や油脂類の摂取抑制等を推進。



## 食料自給率目標等の検証①

---

## 食料自給率目標等の進捗状況とその要因

- 食料自給率目標の進捗状況については、カロリーベースの食料自給率及び飼料自給率が目標から乖離している状況にあるが、その要因は以下のとおり。
  - ① 生産面では、米粉用米、飼料用米、小麦、大豆等が目標から大きく乖離
  - ② 消費面では、消費増を見込んでいた米、米粉用米等が予測を下回る一方、消費減を見込んでいた油脂類等が予測を上回って推移
- また、生産額ベースの食料自給率については、国内生産額への寄与が大きい牛肉、豚肉等の消費と生産が見込みに沿って推移したことから堅調な状況。

### ○食料自給率等の推移

(単位: %)

	H20 [基準]	H21	H22	H23	H24	H32 [目標]
カロリーベース 食料自給率	41	40	39	39	39	50
生産額ベース 食料自給率	65	70	69	67	68	70
飼料自給率	26	25	25	26	26	38

資料: 平成24年度食料需給表

### ○生産数量の推移

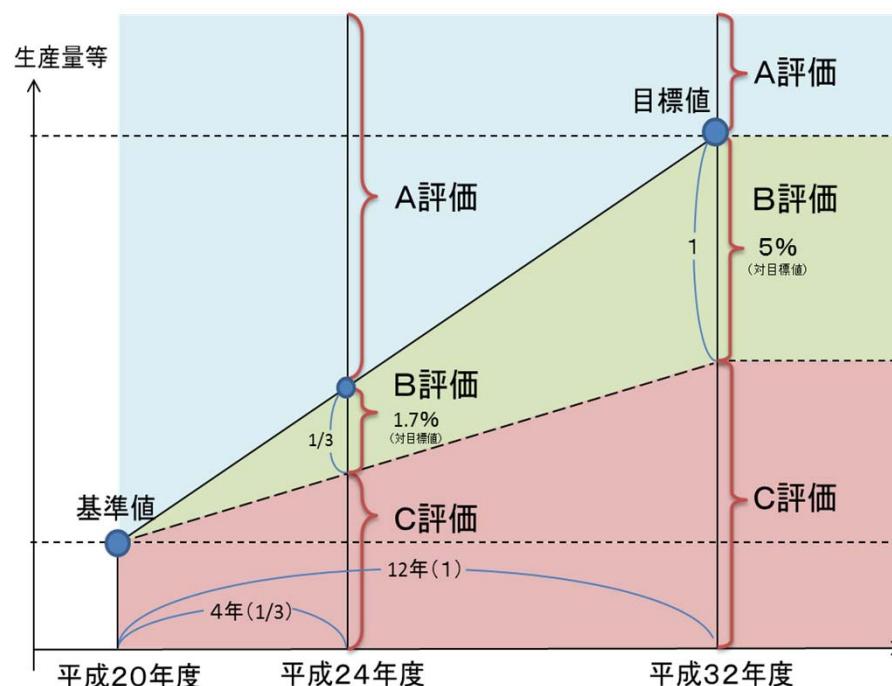
(単位: 万トン)

	H20 [基準]	H21	H22	H23	H24	H32 [目標]
米	881	844	846	837	849	855
米粉用米	0.06	1.3	2.5	3.7	3.3	50
飼料用米	1.0	2.4	6.8	16.1	16.7	70
小麦	88	67	57	75	86	180
大麦・はだか麦	22	18	16	17	17	35
そば	2.7	1.7	3.0	3.2	4.5	5.9
かんしょ	101	103	86	89	88	103
ばれいしょ	274	246	229	239	250	290
大豆	26	23	22	22	24	60
なたね	0.16	0.15	0.16	0.20	0.19	1.00
野菜	1,255	1,234	1,173	1,182	1,197	1,308
果実	344	344	296	295	303	340
牛乳・乳製品	795	788	763	753	761	800
牛肉	52	52	51	51	51	52
豚肉	126	132	128	128	130	126
鶏肉	140	141	142	138	146	138
鶏卵	254	251	251	250	251	245
てん菜	425	365	309	355	376	380
さとうきび	160	152	147	100	111	161
茶	9.6	8.6	8.5	8.4	8.6	9.5
飼料作物	436	419	416	408	400	527

# 生産数量目標の進捗状況（平成24年度）

- 各品目の生産量が目標に向けて推移しているかどうかを判断するため、平成24年度における進捗度を中心に目標に対する比率（目標比率）と併せて評価。
- 平成24年度の進捗度については、基準値と目標値を結ぶ直線に沿って推移しているかどうかで評価。
  - A評価：目標に向かって推移（進捗予定値からの乖離度が0%以上）
  - B評価：概ね目標に向かって推移（進捗予定値からの乖離度が0%未満～1.7%以上）（注）
  - C評価：目標から乖離して推移（進捗予定値からの乖離度が-1.7%未満）
- 次に、平成24年度の目標比率については、現状値が目標値に対してどの程度の水準にあるかで評価。
- 評価の結果、畜産物については進捗度が概ねA評価、目標比率も95%以上である一方、耕種作物については「そば」を除いて進捗度がC評価であり、特に米粉用米、小麦、大豆等の目標比率は50%を下回っている状況。

## ○進捗度の評価方法の概念図



（注）平成24年度の進捗度は、平成32年度目標の達成度を基準として、平成24年度は平成32年度目標に対して3分の1が経過していることを踏まえて評価。したがって、B評価については、平成32年度で目標からの乖離度が5%以内、平成24年度でその3分の1の1.7%以内と評価。

## ○評価結果

（単位：万トン）

	H20 [基準]	H24 [現状]	H24 [進捗予定]	H32 [目標]	進捗度		目標比率
					進捗予定からの 乖離度	評価	
米 (米粉用米・飼料用米除く)	881	849	873	855	▲ 3%	C	99%
米粉用米	0.06	3.3	17	50	▲ 27%	C	7%
飼料用米	1.0	16.7	24	70	▲ 10%	C	24%
小麦	88	86	119	180	▲ 18%	C	48%
大麦・はだか麦	22	17	26	35	▲ 26%	C	49%
そば	2.7	4.5	3.8	5.9	+12%	A	76%
かんしょ	101	88	102	103	▲ 14%	C	85%
ばれいしょ	274	250	279	290	▲ 10%	C	85%
大豆	26	24	37	60	▲ 23%	C	39%
なたね	0.16	0.19	0.44	1.0	▲ 25%	C	19%
野菜	1,255	1,197	1,273	1,308	▲ 6%	C	92%
果実	344	303	342	340	▲ 12%	C	89%
牛乳・乳製品	795	761	796	800	▲ 4%	C	95%
牛肉	52	51	52	52	▲ 1%	B	99%
豚肉	126	130	126	126	+3%	A	103%
鶏肉	140	146	139	138	+5%	A	106%
鶏卵	254	251	251	245	+0%	A	102%
てん菜	425	376	410	380	▲ 9%	C	99%
さとうきび	160	111	160	161	▲ 31%	C	69%
茶	9.6	8.6	9.5	9.5	▲ 10%	C	91%
飼料作物	436	400	466	527	▲ 13%	C	76%

（参考）

魚介類	503	430	525	568	▲ 17%	C	76%
海藻類	11	11	12	13	▲ 8%	C	83%
きのこ類	45	46	46	49	▲ 0%	B	94%

## 品目別の消費動向とその要因

- 品目別の消費動向については、米、米粉用米が平成32年度の予測値を下回って推移している一方、小麦、油脂類は概ね予測値を上回って推移している状況。
- 各品目の要因分析については、以下のとおり。
  - ① 小麦と米粉用米については、米粉の消費拡大に応じて小麦の消費が減少すると見込んだが、米粉の需要が想定以下である一方、小麦の需要が堅調
  - ② 米については、食生活の多様化等により、消費量が減少傾向
  - ③ 油脂類については、適切なPFCバランスを考慮して低下すると予測したのに対して需要が堅調

### ○消費量(1人1年当たり供給純食料)の推移

(単位:kg/人・年)

	H20 [基準]	H21	H22	H23	H24 [現状]	H32 [予測]	H24/H32
米(米粉用米除く)	58.8	58.2	59.3	57.5	56.0	62	90%
米粉用米	0.0	0.1	0.2	0.3	0.3	3.3	8%
小麦	31.0	31.7	32.7	32.8	32.9	28	119%
大麦・はだか麦	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	96%
そば	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	93%
かんしょ	4.2	4.4	3.8	4.1	4.2	4.5	92%
ばれいしょ	15.2	14.8	14.8	15.9	16.4	15	111%
大豆	6.7	6.4	6.3	6.2	6.1	6.7	90%
野菜	93.3	90.5	88.1	90.9	93.2	98	96%
果実	40.0	38.8	36.6	37.1	38.1	41	93%
牛乳・乳製品	86.0	84.5	86.4	88.6	89.5	89	101%
牛肉	5.7	5.8	5.9	6.0	5.9	5.8	102%
豚肉	11.7	11.5	11.7	11.9	11.8	12	102%
鶏肉	10.8	11.0	11.3	11.4	12.0	11	112%
鶏卵	16.7	16.5	16.5	16.7	16.7	17	99%
砂糖	19.2	19.3	18.9	18.9	18.8	19	102%
茶	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	89%

(参考)

魚介類	31.4	30.0	29.4	28.5	28.4	34	83%
海藻類	1.0	1.0	1.0	0.9	1.1	1.3	83%
きのこ	3.3	3.4	3.4	3.5	3.4	3.3	103%
油脂類	13.8	13.1	13.5	13.5	13.6	11.7	116%

資料:食料需給表、食料・農業・農村基本計画(平成22年)

注:平成32年度の値については、平成22年基本計画の予測値

# 農地面積の推移とその要因

- 農地面積については、平成24年は455万haとなっており、年平均約1.2万haの減少抑制効果は見られるものの、緩やかな減少傾向が継続し、平成32年に食料自給率50%を達成するための基礎とした461万haからは徐々に乖離してきている状況。

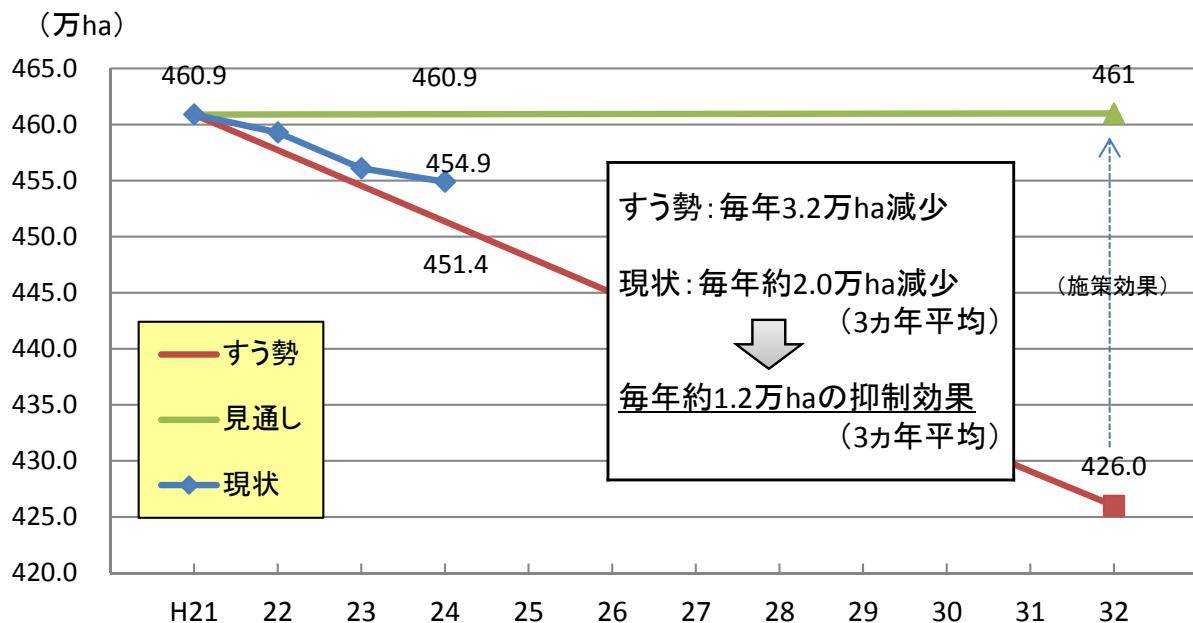
## ○ 農地面積の推移

	H21 [基準]	H22	H23	H24	H32 [見通し]
農地面積(万ha)	460.9	459.3	456.1	454.9	461
対前年減少率(%)	—	▲0.3	▲0.7※	▲0.3	

※平成23年は東日本大震災等による自然災害で約1.7万haかい廃

資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

## ○ 農地面積の進捗状況



## 農地の見通しと確保

- 平成32年における農地面積の見込み
- これまでのすう勢を踏まえ、優良農地の転用抑制や耕作放棄地の発生抑制・再生等の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計

平成21年現在の農地面積

461万ha

すう勢	平成32年までの農地の増減	施策効果	平成32年までの農地の増減
農地の転用	△14万ha	優良農地の転用の抑制等	+5万ha
耕作放棄地の発生	△21万ha	耕作放棄地の発生抑制	+18万ha
		荒廃した耕作放棄地の再生	+12万ha

これまでのすう勢が  
今後も継続した場合の 426万ha (すう勢)  
平成32年時点の農地面積

平成32年時点で確保される農地面積

461万ha

## 延べ作付面積の進捗状況とその要因

- 延べ作付面積については、農地面積が減少する中、各品目の作付面積が増加していないことから、平成20年度から一貫して減少し、目標から大きく乖離している状況。

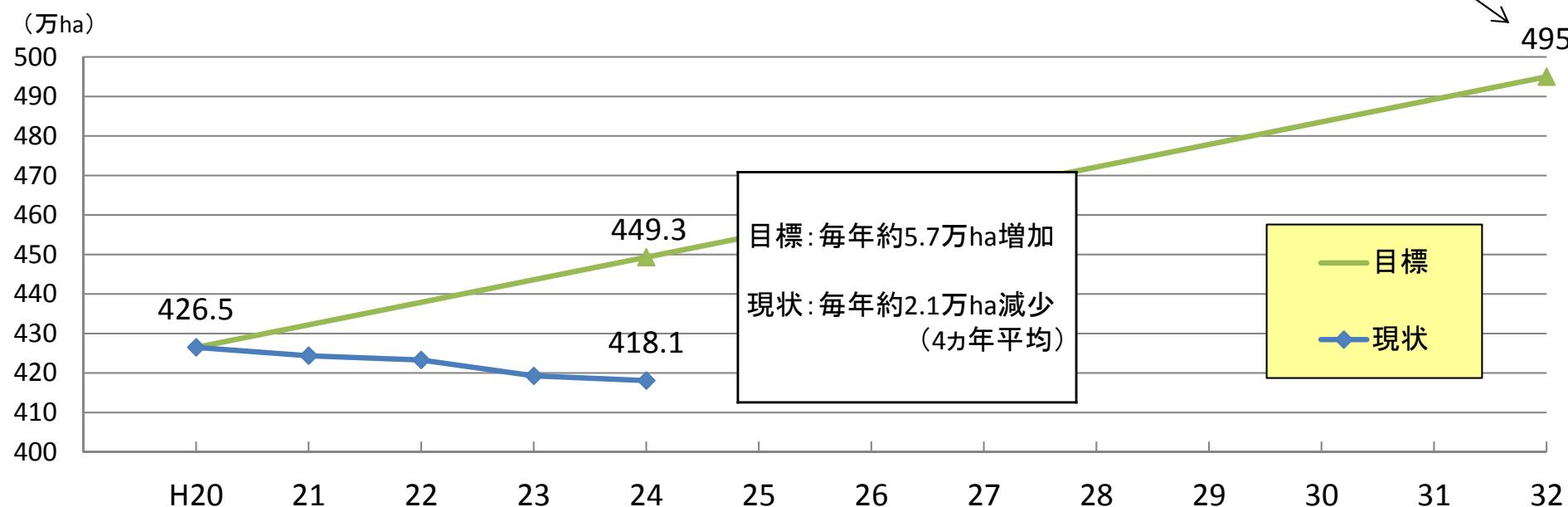
## ○延べ作付面積の推移

○延べ作付面積の推移							(単位:万ha)
	H20 [基準]	H21	H22	H23	H24	H32 [目標]	
延べ作付面積	426.5	424.4	423.3	419.3	418.1	495	

## 495万haの考え方

- ・表作では、20万haの調整水田等に大豆等を作付。
  - ・裏作では、関東以西の水田で麦等の作付を最大限図り、71万haまで拡大。

## ○延べ作付面積の進捗状況



## 耕地利用率の進捗状況とその要因

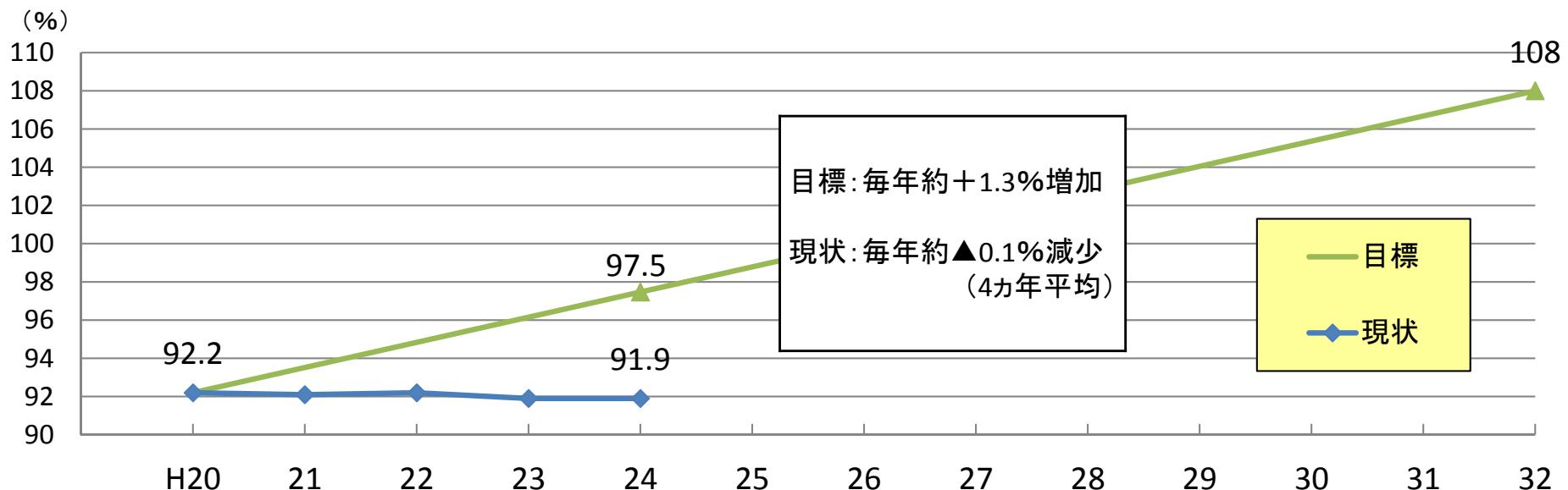
- 耕地利用率(=延べ作付面積÷農地面積)については、延べ作付面積が増加していないことから、減少傾向にあり、目標から大きく乖離している状況。

### ○耕地利用率の推移

(単位: %)

	H20 [基準]	H21	H22	H23	H24	H32 [目標]
耕地利用率	92.2	92.1	92.2	91.9	91.9	108

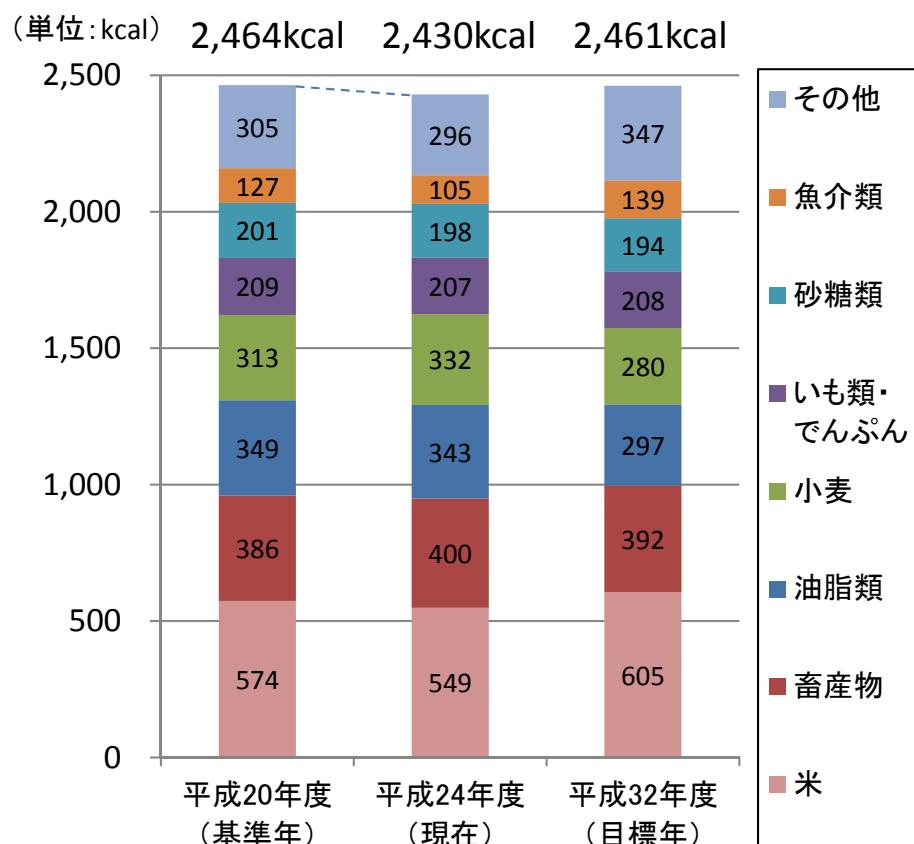
### ○耕地利用率の進捗状況



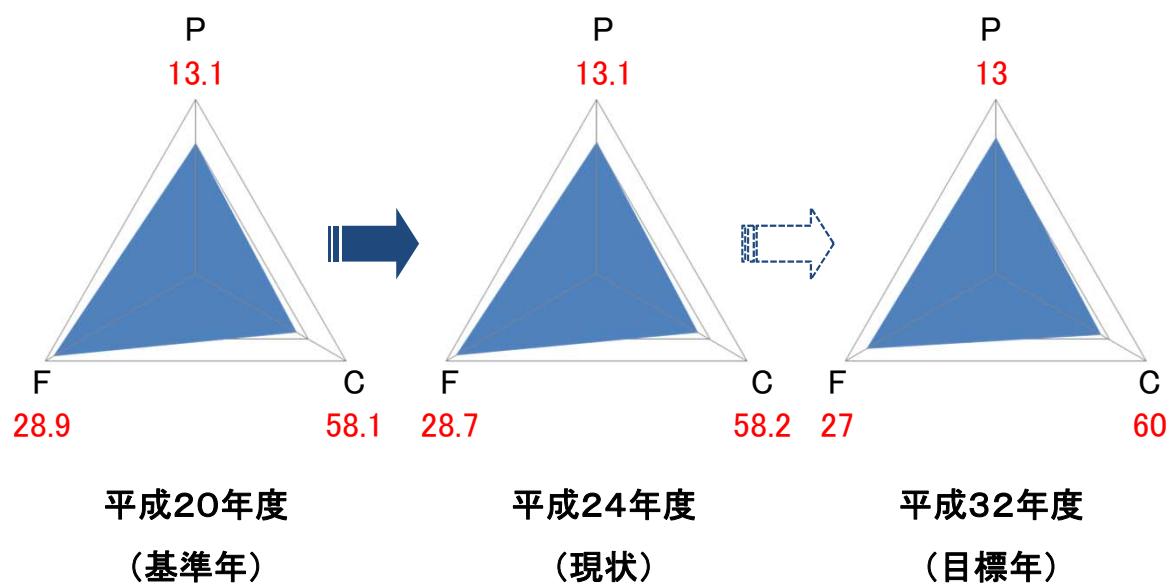
## 総供給熱量とPFC熱量比率の進捗状況とその要因

- 1人1日当たりの総供給熱量については、人口の高齢化等により、想定を上回って減少している状況。また、品目別の供給熱量についても、全ての品目で減少傾向。
- PFC熱量比率については、健康面でも目標年のようにたんぱく質、脂質、炭水化物をバランスよく摂取することが望ましいが、現在は脂質の摂取割合が高めな状況。

### ○総供給熱量(1人1日当たり)の推移



### ○PFC熱量比率の推移



資料:平成24年度食料需給表、食料・農業・農村政策審議会企画部会(平成22年3月19日)資料

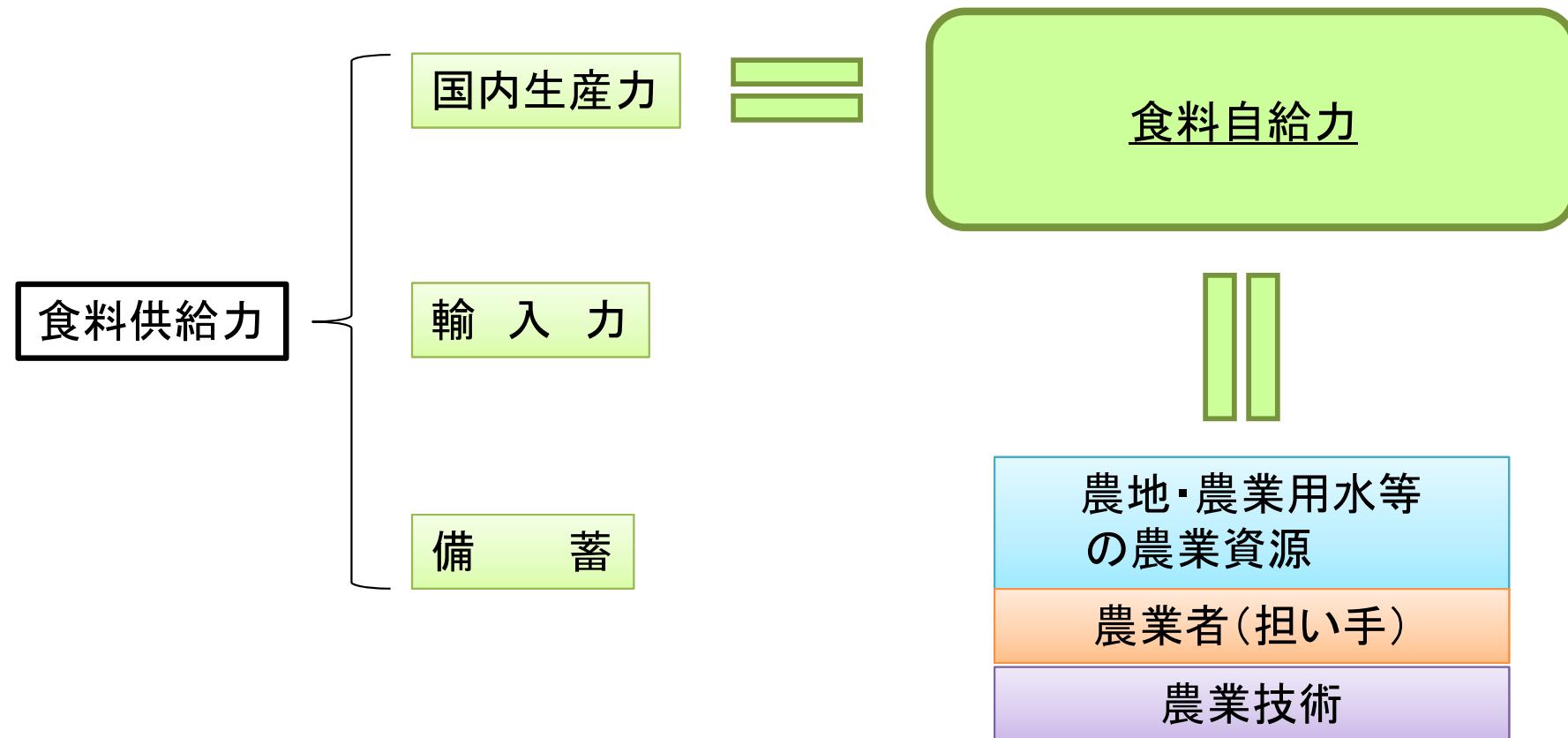
注:平成32年度の値については、平成22年基本計画の予測値等から推計

## 食料自給力について

---

## 食料自給力の考え方

食料自給力については、これまでの農政における議論も踏まえ、国内農業生産による潜在的な供給能力を示すものであり、その構成要素は、農地・農業用水等の農業資源、農業者(担い手)、農業技術と整理されているところ。



# これまでの農政における「食料自給力」の議論について

## ○農政審議会建議「食糧問題の展望と食糧政策の方向」（昭和50年4月）（抜粋）

我が国農業の資源的制約、これまでの経済の高度成長下において生じた農業経営の条件変化を前提として、**自給力**の維持向上を図るためには、①土地、水等の必要な資源を確保し、これを良好な状態で維持管理すること、②裏作の拡大等土地利用の高度化を進めること、③今後の農業生産の中核的担い手を育成確保すること、を通じて生産の潜在的エネルギーを高めることが基本である。

## ○農政審議会答申「80年代の農政の基本方向」（昭和55年10月）（抜粋）

今後の世界の食料需給の不確定性や国際的要因による不測の事態の発生に備え、平素から、輸入の安定確保や備蓄とあわせて、農業生産の担い手の育成を中心として、優良農地、水資源の確保、農業技術の向上を含めた総合的な**食料自給力**の維持強化を図っておくことが必要である。

## ○農政審議会報告「21世紀へ向けての農政の基本方向」（昭和61年11月）（抜粋）

基本的には、国内生産と輸入の適切な組合せを図りつつ、国民に対して食料の安定供給と不測の事態にも対応できる能力、すなわち**食料供給力**を確保することが必要である。このため、国内では平素から、優れた担い手、優良農地、水資源等の確保や農業技術の向上等に努めるとともに、輸入の安定、備蓄等に努めていくことが必要である。

## ○「食料・農業・農村基本問題調査会答申」（平成10年9月）（抜粋）

農地を確保・整備し、その有効利用を図るとともに、農業水利システムの適切な維持管理、地域の実情に応じた新規就農者・農業生産法人等多様な担い手の確保と育成、そして農業技術の向上等を通じて、**我が国農業の食料供給力**の確保を図るべきである。

## ○平成17年度食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）（抜粋）

食料自給率の目標を策定し、その達成に向けて、我が国の気候風土に根ざした持続的な生産装置である水田を始めとする農地や農業用水等の必要な農業資源の確保、農業の担い手の確保及び育成、農業技術水準の向上等を図ることは、国内の農業生産の増大や不測時における食料安全保障の確保につながるものであり、これらの取組を通じて**国内農業の食料供給力**の強化を図っていくこととする。

## 熱量効率を最大化した場合の国内農業生産による供給可能量の状況

- 現行基本計画の参考資料として、食料自給率目標が達成された場合の農地面積、農業技術水準等の下で、熱量効率を最大化した場合の国内生産による供給可能量を試算したところ、約2,000kcal。
- また、現行基本計画と同様の方法で現在(平成24年度)の農業技術水準等により試算したところ、約1,750kcal。

### ○現行基本計画の目標が達成された場合の試算

		平成20年度 (概算値)	試算1	試算2	試算3
1人1日供給熱量		2,473kcal	2,135kcal	2,026kcal	2,020kcal
一	米	kg 59	kg 56	kg 56	kg 73
人	小麦	31	20	20	20
一	大麦・はだか麦	0.2	2	2	2
年	いも類	20	256	220	177
当	大豆	7	13	13	13
た	野菜	94	33	33	33
り	果実	40	17	17	17
供	牛乳・乳製品	86	12	12	12
給	肉類	29	4	7	4
純	鶏卵	17	2	2	2
食	砂糖	19	7	7	7
料	油脂類	14	1	2	2
	魚介類	31	29	29	29

### ○現在の農業技術水準等による試算

		平成20年度 (概算値)	試算1	試算2	試算3
1人1日供給熱量		2,473kcal	1,834kcal	1,743kcal	1,742kcal
一	米	kg 59	kg 53	kg 53	kg 70
人	小麦	31	17	17	17
一	大麦・はだか麦	0.2	1	1	1
年	いも類	20	196	167	123
当	大豆	7	11	11	11
た	野菜	94	30	30	30
り	果実	40	15	15	15
供	牛乳・乳製品	86	11	13	11
給	肉類	29	4	5	4
純	鶏卵	17	1	2	1
食	砂糖	19	7	7	7
料	油脂類	14	1	1	1
	魚介類	31	29	29	29

試算1:水田のうち排水良好面積の大部分にいも類を作付け、残りの全水田で米を作付け。

試算2:供給熱量2,000kcal以上を確保しつつ、試算1のうち湿田以外の水田に作付けたいも類の一部を、飼料用米に作付け。

試算3:供給熱量2,000kcal以上を確保しつつ、試算1のうち湿田以外の水田に作付けたいも類の一部を、米粉用米に作付け。

(参考)昭和20年代等の供給熱量(kcal/人・日)

昭和23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
1,852	1,927	1,945	1,858	1,995	1,933	1,951	2,217

# 国内生産のみで2,135kcalを供給する場合の食事メニュー例

## ※現行基本計画の目標が達成された場合の試算1

### 朝 食



茶碗1杯  
(精米76g分)



焼きいも2本  
(さつまいも2本・225g分)



ぬか漬け1皿  
(野菜90g分)

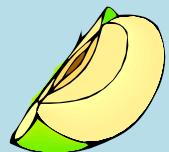
### 昼 食



焼きいも2本  
(さつまいも2本・225g分)



蒸かしいも1個  
(じゃがいも1/2・84g分)



果物

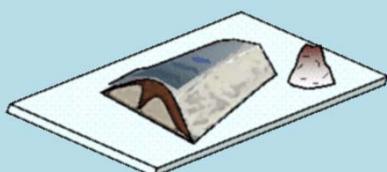
### 夕 食



茶碗1杯  
(精米77g分)



粉吹きいも1皿  
(じゃがいも1.5個・168g分)



焼き魚1切  
(魚の切り身81g分)

### 調味料(1日分)

砂糖小さじ6杯、油脂小さじ0.9杯

### OPFCバランス

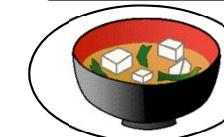
P:11(13)、F:11(29)、C:78(58)  
※( )内は平成20年度の値

2日に1杯



うどん  
(小麦55g/日分)

2日に1杯



みそ汁  
(みそ10g/日分)

4日に3パック



納豆  
(大豆36g/日分)

6日にコップ1杯



牛乳  
(牛乳32g/日分)

7日に1個



たまご  
(鶏卵7g/日分)

9日に1食



食肉  
(肉類12g/日分)

# 食料の供給に関する特別世論調査

---

## 「食料の供給に関する特別世論調査」について

- 食料の供給に関する国民の意識を把握するため、内閣府政府広報室が実施している特別世論調査において、調査を実施。
- 同様の世論調査はこれまで定期的に実施しており、平成22年10月、平成20年9月、平成18年12月、平成12年7月に実施。
- 今回の調査においては、前回22年度実施の調査項目をベースとして、生産額ベースの食料自給率や食料自給力に関する質問を新たに追加。
- 平成26年1月9日から1月19日にかけて、全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人を対象として調査を実施し、1,781人から回答(有効回答率:59.4%)。

## 「食料の供給に関する特別世論調査」の結果

設問	結果の要点
カロリーベースの食料自給率に対する意識 【継続調査】	約7割の人が「 <u>カロリーベースの食料自給率は低い</u> 」と認識。
生産額ベースの食料自給率に対する意識 【新規調査】	約8割の人が「 <u>生産額ベースの食料自給率を高めるべき</u> 」と認識。
食料の生産・供給のあり方に対する意識 【継続調査】	約9割の人が「 <u>食料又は少なくとも米などの基本食料は国内で作る方がよい</u> 」と認識。
将来の食料供給に対する意識 【継続調査】	8割以上の方が「 <u>将来の食料供給に不安がある</u> 」と認識。
将来の食料供給に対する不安の理由 【継続調査、一部新規項目あり】	8割以上の方が「 <u>国内生産による食料供給能力の低下</u> 」を不安の理由と回答。次いで、約6割の方が「 <u>異常気象・災害等による国内外の不作</u> 」と回答。
食料自給力を高めるための取組に関する意識 【新規調査】	9割以上の方が「 <u>取組が必要である</u> 」と認識。
食料自給力の向上に必要な施策に対する意識 【新規調査】	「 <u>耕作放棄地の発生を防止・解消して、農地を確保し、その有効利用を図る</u> 」と答えた人(56.2%)が最も多く、次いで、「 <u>新規就農者を増やし、その定着を図る</u> 」(56.1%)、「 <u>個人経営や法人など、多様な農業の担い手を育成する</u> 」(54.7%)となり、いずれも半数を超える人が必要な施策であると認識。

## 更なる検証の方向

---

# 更なる検証の方向

## ここまで検証

- 食料自給率目標の進捗状況については、カロリーベースの食料自給率が目標から乖離している状況にあるが、生産面では、米粉用米、小麦等が目標から大きく乖離していること、消費面では、消費増を見込んだ米、米粉用米等が予測を下回る一方、消費減を見込んだ油脂類等が予測を上回って推移していることが要因。
- 一方、生産額ベースの食料自給率については、畜産物の消費と生産が見込みに沿って推移したことから堅調な状況。
- また、現行の食料自給率目標については、平成12年及び平成17年の基本計画における目標設定とは異なり、平成20年以降の穀物価格の大幅な上昇等を踏まえ、カロリーベースを引き上げるように、各品目の生産数量目標を設定し、その結果、カロリーベースを50%、生産額ベースを70%と設定。

- 農地面積については、減少抑制効果が見られるものの、緩やかな減少傾向が継続し、平成32年に食料自給率50%を達成するための基礎とした461万haからは徐々に乖離してきている状況。
- また、特別世論調査によると、8割以上の人人が「将来の食料供給に不安がある」と感じ、その理由について、8割以上の人人が「国内生産による食料供給能力が低下するおそれがあるため」と回答し、9割以上の人人が「食料自給力を高める必要がある」と認識。

- 1人1日当たりの総供給熱量については、人口の高齢化等の影響により、想定した以上に減少している状況。

## 課題

- 現行の食料自給率目標が、食料・農業・農村基本法に定められているように、「国内の農業生産及び食料消費に関する指針」となっているか、品目別の生産数量目標について、①施策の取組状況とその効果、②施策の妥当性、③目標設定の妥当性の観点からしっかりと分析する必要。

- 多くの国民が、国内生産による食料供給能力の低下に不安を感じ、「食料自給力」を高めるための取組が必要と認識する中、国民に対して分かりやすい形で「食料自給力」を伝える必要。

- 食料消費の動向について、人口の高齢化等の観点からさらに検証する必要。